

長野市（保健福祉部）プレスリリース

令和5年9月15日

子どもの福祉医療制度対象者を「18歳年度末まで」拡大します

子育て支援の充実を図るため、これまで「中学校3年生まで」としていた子どもの福祉医療制度の対象者を「18歳年度末まで」に拡大し、令和6年1月診療分から医療費を助成します。

1 申請の対象者

現在、受給者証を持っていない平成17年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人は、新規に受給資格取得の手続きが必要です。

※令和6年4月1日までに15歳に到達する人、障害やひとり親など他の資格で受給者証を持っている人は、手続き不要です。

2 申請方法

対象者の保護者へは、9月下旬に個別に通知を送付しますので、ながの電子申請サービスで申請してください。なお、同サービスで申請ができない場合は、長野市役所またはお近くの支所にて申請手続きをしてください。

3 申請期限

令和5年10月31日（火）

※期限を過ぎると受給者証の送付が遅れる場合があります。

※新しい受給者証は12月下旬に送付する予定です。

※詳細は、別紙チラシや市ホームページをご覧ください。

ながのご縁を



信都・長野市

保健福祉部福祉政策課

(課長) 島田 武昭 (担当) 西沢 千絵

電話：直通 026-224-7829 FAX：026-224-5106

E-mail：fukushiseisaku@city.nagano.lg.jp